

福井労発基0310第1号
令和8年3月10日

独立行政法人労働者健康安全機構
福井産業保健総合支援センター 所長 殿

福井労働局長



治療と就業の両立支援に関する診療報酬の改定の周知について（依頼）

厚生労働行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和8年度診療報酬改定（令和8年6月1日適用）におきまして、治療と就業の両立支援に関する診療報酬「療養・就労両立支援指導料」について、下記の見直しが行われたところです。概要は別紙のとおりです。

つきましては、傘下団体・企業又は構成組織等の関係者に、周知いただきますよう特段のご配慮をお願い致します。

記

- 1 就労の状況を考慮した療養上の指導及び相談支援を更に推進する観点から、その評価が引き上げられたこと。
- 2 対象疾患の定めが廃止され、疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な患者であって、就業の継続に配慮が必要なものが算定可能となること。
- 3 医療機関が受け取る勤務情報について、患者が作成した「治療と仕事の両立支援カード」が、事業者の確認を経て医療機関に提供された場合においても算定可能となること。
- 4 2回目以降の指導について、算定可能な期間が見直されたこと。